

# 青森県報

号外第二十八号

平成十九年  
三月三十日  
(金曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県規則第三十七号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則（昭和四十二年四月青森県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

「次に掲げる職にある職員」を「次のとおり」に、各号を次のように改める。

一 青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）第四条に規定する県土整備部の職員のうち、次に掲げる職にある職員

イ 部長

ロ 参事

ハ 公営企業課長

ニ 総括副参事

ホ 副参事

ヘ 総括主幹

ト 主幹

チ 岩木川第一発電所長

リ 岩木川第一発電所次長

又 八戸工業用水道管理事務所長

ル 八戸工業用水道管理事務所次長

二 病院局の職員のうち、次に掲げる職にある職員

イ 青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号。以下「規程」という。）別表第二の病院局行政職給料表級別標準職務表に定める職務の級が四級から九級までの職

ロ 規程別表第二の病院局医療職給料表（一）級別標準職務表に定める職務の級が三級及び四級の職（ただし、規程別表第七イの表に定める病院局医療職給料表（一）が適用される職員の管理職手当の区分が六類の職を除く。）

ハ 規程別表第二の病院局医療職給料表（二）級別標準職務表に定める職務の級が五級から七級までの職

ニ 規程別表第二の病院局医療職給料表（三）級別標準職務表に定める職務の級が五級から七級までの職

## 目次

### 規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則……………（人事課）…一  
青森県職員倫理規則の一部を改正する規則……………（同）…二  
地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則……………（同）…二

### 訓令

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令……………（人事課）…二  
青森県職員倫理規程の一部を改正する訓令……………（同）…四  
技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令……………（同）…四  
職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………（同）…四  
船舶の乗組職員に対する日額旅費支給規程及び青森県漁業取締船舶員等に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………（同）…五  
青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令……………（同）…七

## 規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十八号

青森県職員倫理規則の一部を改正する規則

青森県職員倫理規則（平成十三年二月青森県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二条第十一項」を「第二条第十六項」に改める。

第十七条第三号中「支給額の算出」を「区分」に、「百分の二十五の支給割合」を「一類から三類までの区分」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十九号

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則（昭和四十二年四月青森県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の十四号を加える。

十 病院局長

十一 経営管理課長

十二 経営管理課副参事

十三 青森県立中央病院長

十四 青森県立中央病院副院長

十五 青森県立中央病院の局長

十六 青森県立中央病院総合周産期母子医療センター長

十七 青森県立中央病院の室長

十八 青森県立中央病院の次長

十九 青森県立中央病院看護局看護指導監

二十 青森県立つくしが丘病院長

二十一 青森県立つくしが丘病院副院長

二十二 青森県立つくしが丘病院の局長

二十三 青森県立つくしが丘病院の次長

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令第十八号

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令

職員の任免等発令事務取扱規程（昭和三十九年四月青森県訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関




						続柄
						年齢
						職業
						健康状況
						回別居の別
						備考

に

改める。

第四号様式を削り、第五号様式を第四号様式とし、第六号様式から第十号様式までを一様式ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十九号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員倫理規程の一部を改正する訓令

青森県職員倫理規程（平成十三年三月青森県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二条第十一項」を「第二条第十六項」に改める。

第十五条第三項中「支給額の算出」を「区分」に、「百分の二十五の支給割合」を「一類から三類までの区分」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員等の給与に関する規程（昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第十二項中「農業者等育成業務手当」を「農業者育成業務手当」に改める。

別表第六青森県立中央病院の項及び青森県立つくしが丘病院の項を削り、同表青森県立あすなる医療療育センターの項中「重症心身障害児病棟に勤務する看護助手」の下に「（）技能技師のうち看護補助業務に従事の発令を受けている職員をいう。以下同じ。」を加える。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十一号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに」を「及び」に改め、「及び支給方法」を削る。

第二条の前の見出し及び同条を削る。

第三条に見出しとして「（日額旅費を支給する旅行）」を付し、同条第三号を削り、同条を第一条とする。

第四条の前の見出し、同条及び第五条を削る。

第六条に見出しとして「（日額旅費の額）」を付し、同条中「第三条」を「前条」に、「別表第四」を「別表」に改め、同条を第三条とする。

第七条を削る。

第八条中「第二条に規定する旅行で同一地内に三日以上滞在する場合及び同日中に」を削り、「行なわれた」を「同じ日に行われた」に改め、同条を第四条とし、第九条を第五条とする。

別表第二から別表第四までを削り、別表第一を次のように改める。

別表（第三条関係）

自治大学の研修		区		分	日 額
第一課程研修	後期日程の研修	前期日程の研修	六、〇二〇円		
税務専門課程研修	徴収事務コース	後期日程の研修	五、九三〇円	分	日 額
税務会計特別コース	五、八六〇円	前期日程の研修	六、〇二〇円		
五、八一〇円					

東北自治研修所の研修

前期日程の研修	一、三四〇円
後期日程の研修	一、三五〇円

附 則

1 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

2 改正後の職員の日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

青森県訓令甲第二十二号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

船舶の乗組職員に対する日額旅費支給規程及び青森県漁業取締船舶員等に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

船舶の乗組職員に対する日額旅費支給規程及び青森県漁業取締船舶員等に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

（船舶の乗組職員に対する日額旅費支給規程の一部改正）

第一条 船舶の乗組職員に対する日額旅費支給規程（昭和三十二年二月青森県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「航海日当及び食卓料」を「食卓料及び航海旅行雑費」に改める。

第三条の見出しを「（食卓料）」に改め、同条第一項中「航海日当は、定係港（当該船舶が通常停泊し、又は係留すべきものと知事が指定した港をいう。以下同じ。）又は根拠港（漁ろう、調査及び試験に係る期間中当該船舶が通常停泊し、又は係留すべきものと知事が指定した港で定係港以外のものをいう。）を出港した日（出港のため仕込をする場合は、その仕込を開始した日）から、これらの港に入港した日（これらの港において漁獲物の販売をする場合は、その販売を終了した日）までの期間（以下「航海」という。）を「食卓料は、乗船した日から下船した



適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

青森県訓令甲第二十三号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

青森県職員被服貸与規程（昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地域連携室及び」を削る。

別表第一守衛の項中「総務部総務学事課」を「総務部財産管理課」に改め、同表地域県民局の地域健康福祉部又は健康福祉こどもセンターに勤務する職員のうち「又は健康福祉こどもセンター」を削り、同表環境保健センターに勤務する職員で衛生又は公害に関する試験研究の業務に従事する者の項中「環境保健センター」を「地域県民局の地域連携部（環境管理事務所に限る。）又は環境保健センター」に改め、同表工業総合研究センター、東地方農林水産事務所、農林総合研究センター、水産総合研究センター又はふるさと食品研究センターに勤務する職員で調査又は試験研究（農林総合研究センターに勤務する職員にあつては、農業経営等の調査研究を除く。）に従事する者の項中「工業総合研究センター、東地方農林水産事務所」を「東青地域県民局地域農林水産部、工業総合研究センター」に改め、同表普及指導員、林業普及指導員の項中「又は農林水産事務所」を削り、同表地域県民局の地域農林水産部（家畜保健衛生所に限る。）又は農林水産事務所（家畜保健衛生所に限る。）に勤務する獣医師及び飼料の分析又は検査に従事する者の項中「又は農林水産事務所（家畜保健衛生所に限る。）」を削る。

別表第二総務部総務学事課の項中「総務部総務学事課」を「総務部財産管理課」に改め、同表県土整備部高規格道路・津軽ダム対策課の項中「東北新幹線」の下に「及び北海道新幹線」を加え、同表エネルギー総合対策局の項を削り、同表本庁各課

（室）、各出先機関（地域県民局にあつては、地域連携室及び各部）の項中「地域連携室及び」を削り、同表地域県民局の県税部、県税事務所の項中「県税事務所」を削り、同表環境保健センターの項中「環境保健センター」を「地域県民局の地域連携部（環境管理事務所に限る。）」、環境保健センターに改め、同表地域県民局の地域健康福祉部、健康福祉こどもセンターの項中「健康福祉こどもセンター」を削り、同表東地方農林水産事務所の項中「東地方農林水産事務所」を「東青地域県民局地域農林水産部」に改め、同表地域県民局の地域農林水産部、農林水産事務所の項中「農林水産事務所」を削り、同表地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部、農林水産事務所、県土整備事務所の項中「農林水産事務所、県土整備事務所」を削り、同表地域県民局の地域農林水産部（家畜保健衛生所に限る。）、「農林水産事務所（家畜保健衛生所に限る。）」の項中「農林水産事務所（家畜保健衛生所に限る。）」を削り、同表地域県民局の地域農林水産部（水産事務所に限る。）、「農林水産事務所（水産事務所に限る。）」の項中「農林水産事務所（水産事務所に限る。）」を削る。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭